

東大和市障害者地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者の重度化、高齢化や「親亡き後」の生活の安心を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備及び事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 地域生活支援拠点で行う事業（以下「事業」という。）の内容は次に掲げるものとする。

(1) 相談

基幹相談支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）及び指定特定相談支援事業者等が連携し、緊急時に支援が見込めない障害者を把握した上で、連絡体制を確保し、緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行うこと。

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行うこと。

(3) 体験の機会・場の提供

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供すること。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行うこと

(5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うこと。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は東大和市（以下「市」という。）とする。

(事業委託)

第4条 市長は、この事業の全部又は一部を東大和市障害者基幹相談支援センター事業実施要綱（令和2年3月25日市長決裁）第4条第2項に規定する受託者に委託することができる。

(会議)

第5条 市長は、事業を推進するため、東大和市地域生活支援拠点連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の開催について必要な事項は、市長が別に定める。

(愛称の付与)

第6条 市長は、事業について広く市民に周知し、関係機関との連携を密にして事業を行うため、事業に愛称を付与する。

2 事業の愛称は、「ういずねっとi」とする。

(守秘義務)

第7条 事業に関わる者は、会議の内容その他事業の活動を通じ知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。